

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和 6 年 3 月 2 2 日

つがる市長 倉 光 弘 昭



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

木造地区・森田地区・柏地区・稲垣地区・車力地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和 6 年 3 月 2 1 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

経営体数

木造地区	個人	775 経営体
	法人	20 経営体
	集落営農（任意組織）	2 組織
森田地区	個人	225 経営体
	法人	8 経営体
	集落営農（任意組織）	1 組織
柏地区	個人	132 経営体
	法人	6 経営体
	集落営農（任意組織）	3 組織
稲垣地区	個人	320 経営体
	法人	10 経営体
車力地区	個人	239 経営体
	法人	8 経営体

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手は十分確保されている

5. 農地中間管理機構の活用方針

農地の出し手となる農業者の意向を把握しながら、農業委員会及び担い手育成総合支援協議会等と協議の上、中心となる経営体への農地の集積・集約化を図る。

6. 地域農業の将来のあり方

農地の出し手となる農業者の意向を把握しながら、法人・集落営農組合へは離農や規模縮小する農家の後の借り受けや作業受託により経営規模の拡大を図る。他の農家は離農や規模縮小する農家の農地の借り受けや作業受託を受けるが、生産調整のため転作作物の拡大を考慮しながら規模拡大を図る。

新規就農者は、地域農業の将来の担い手となるよう育成を図り、将来の農地の集積化を進める後継者として育成する。